

兵庫県産業立地条例に係る

## 不動産取得税の不均一課税申請のご案内

兵庫県・県税事務所

兵庫県産業立地条例に規定する不動産取得税の不均一課税の適用を受けるためには、土地・家屋を取得した日からそれぞれ 60 日以内に、不動産取得申告とともに不均一課税の申請を行う必要があります。

### ○ 対象不動産

#### 1 家屋

- (1) 不均一課税の対象となるのは、指定拠点地区又は促進地域において建設された立地促進事業施設等の用に直接供される家屋又はその部分、再活性化事業の用に供するために取得した工場跡地等再生促進地区に係る指定拠点地区内に存する遊休業務施設並びに県の区域において本社機能施設の用に直接供される家屋又はその部分です。

次に掲げる部分は不均一課税の対象になりません。

- ・ 飲食店、喫茶店、物品販売施設等で利用について負担すべき対価の定めのある施設
- ・ 職員宿舍、従業員用駐車場等の福利厚生施設（事業遂行に不可欠な最小限のものを除く。）
- ・ 来客用駐車場（無償かつ事業の遂行上必要と認められるものを除く。）
- ・ その他立地促進事業等の用に直接供されない部分

注）従業員用の更衣室、仮眠室、休憩室、ロッカー室、シャワー室、便所、湯沸室等については、これらの部分が従業員の慰安、娯楽その他の便宜を図るための部分及び当該部分に附属して設けられるものである場合は、不均一課税の対象になりません（事業遂行に不可欠な最小限のものを除く。）。

- (2) 立地促進事業等の用に供されている部分とそれ以外の用に供されている部分が明確に区分できない場合（出入口、廊下、階段部分等の共用部分など）は、当該部分が主としていずれの用に供されているかにより区分します。

#### 2 土地

- (1) 不均一課税の対象となるのは、工場立地促進地区、工場跡地等再生促進地区又は促進地域内において建設された立地促進事業家屋等（立地促進事業施設等の用に供される部分に限る。）の敷地である土地並びに県の区域において建設された本社機能家屋（本社機能施設の用に供される部分に限る。）の敷地である土地です。

この立地促進事業家屋等の敷地又は本社機能家屋の敷地といえるためには、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする立地促進事業家屋等の建設の着手がなければなりません。

- (2) 立地促進事業家屋等の敷地又は本社機能家屋の敷地である土地の範囲は、家屋の敷地のうち当該家屋の不均一課税の対象となる部分の垂直投影部分に限られます。

この垂直投影部分とは、家屋を真上から投影した場合の建床面積部分をいい、軒下等の面積は含みません（規則で定める「輸送・物流に関連する分野」に属する事業については、軒下等の面積を含む場合があります。）。

- (3) 遊園地又はテーマパークの設置及び運営を行う事業については、当該事業に係る立地促進事業施設等を維持し、又はその効用を果たすために使用されている土地（施設の敷地以外の園地や駐車場等）は対象となりません。

なお、事業の確認を所管する部門による審査・調査の結果、適当と認められない部分については不均一課税が適用されないことがありますのでご注意ください。

## ○ 提出書類

不均一課税の申請に必要な書類は次表のとおりです。土地を取得した場合は表中「土地」欄に○印のある書類を、家屋を取得した場合は表中「家屋」欄に○印のある書類を提出してください。

<表>

提出書類	土地	家屋
① 立地促進事業等に係る不動産取得税不均一課税申請書 ※1	○ (土地分)	○ (家屋分)
② 立地促進事業家屋等床面積表※1 (立地促進事業等以外の用に供される部分がある場合は、求積表など床面積の積算基礎を明確にした書類も必要)	—	○
③ 建物配置図及び各階平面図 (施設の位置及び用途を明確にしたもの)	—	○
④ 立地促進事業等確認結果通知書 (写し)	○	○
⑤ 不動産の登記事項証明書	○ (土地分)	○ (家屋分)
⑥ 施設の建設計画を明確に表す書類 (事業計画書等)	○	—
⑦ 施設の位置及び用途を明確に表す書類 (建築計画図等)	○	—
⑧ その他説明資料となる書類 (パンフレット等)	○	○※2

※1 用紙は県税事務所にあります。

※2 土地に係る申請時にすでに提出された書類は家屋に係る申請時には不要です。

## ○ 事業の確認手続のお問い合わせ

県税事務所に不動産取得税の不均一課税の申請をする前に、指定拠点地区内、促進地域内又は県別の区域において行おうとする事業が産業立地条例に規定する立地促進事業等に該当するものであることについて、知事の確認を受ける必要があります。

この確認手続については、兵庫県新産業課産業立地室 (電話：078-362-4154) または兵庫県企業庁、市町、公社等の企業誘致担当部局にお問い合わせください。

## ○ 不動産取得税の不均一課税申請手続のお問い合わせ

不動産取得税の不均一課税申請手続については、取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所の不動産取得税担当課にお問い合わせください。